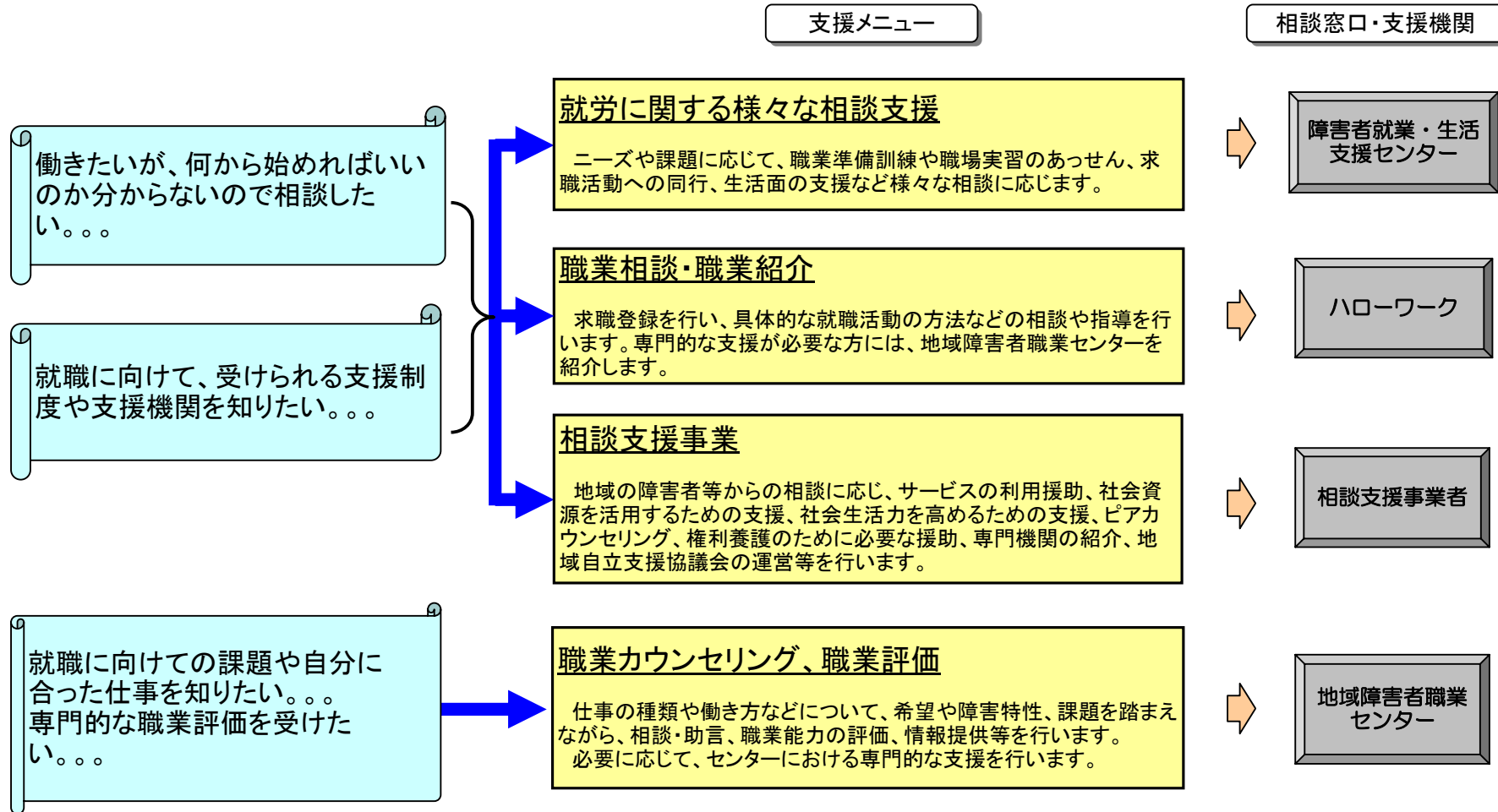


障害のある方へ  
～このような就労支援のためのメニューがあります～

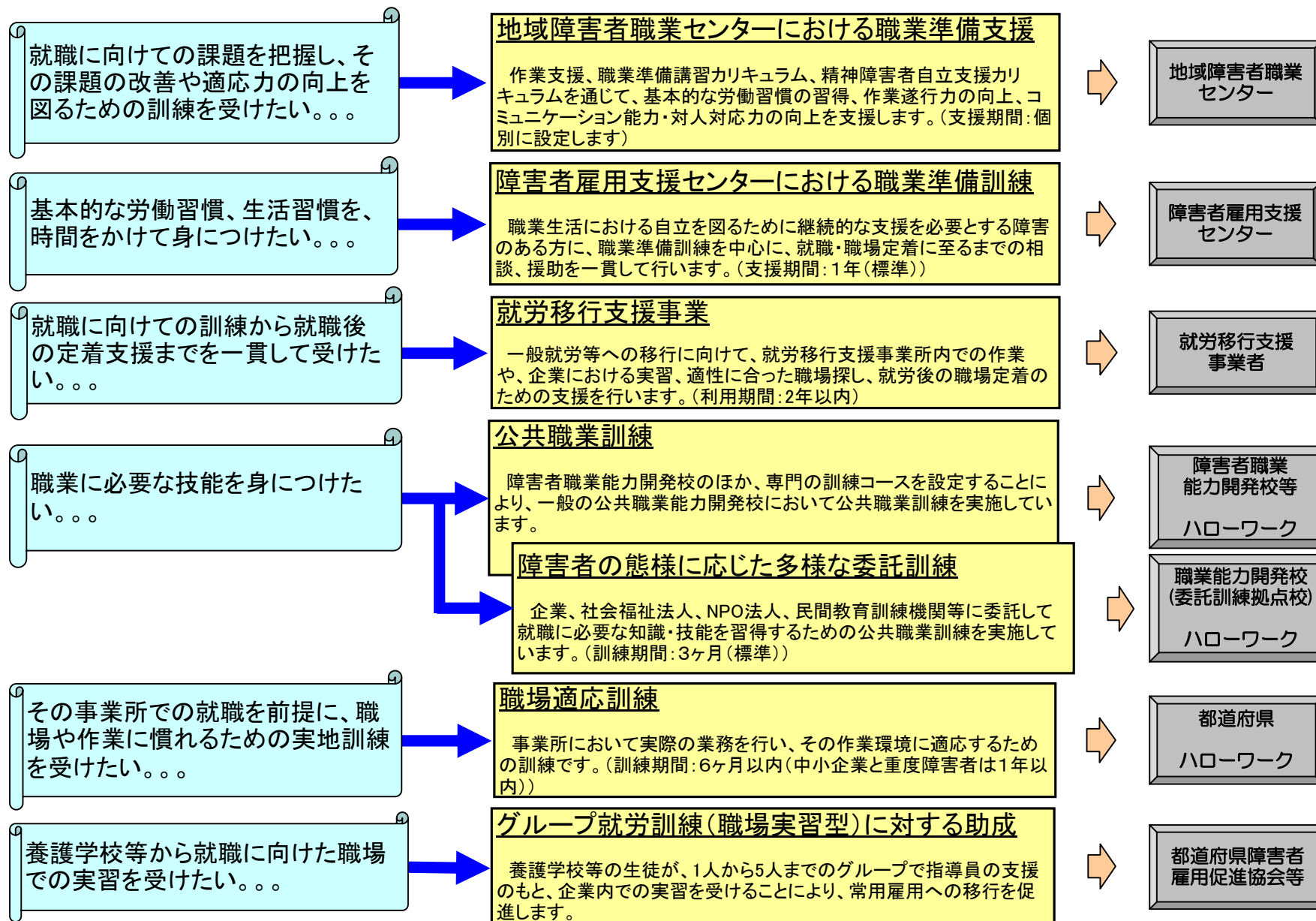
①就職に向けての相談



## ②就職に向けての準備、訓練

支援メニュー

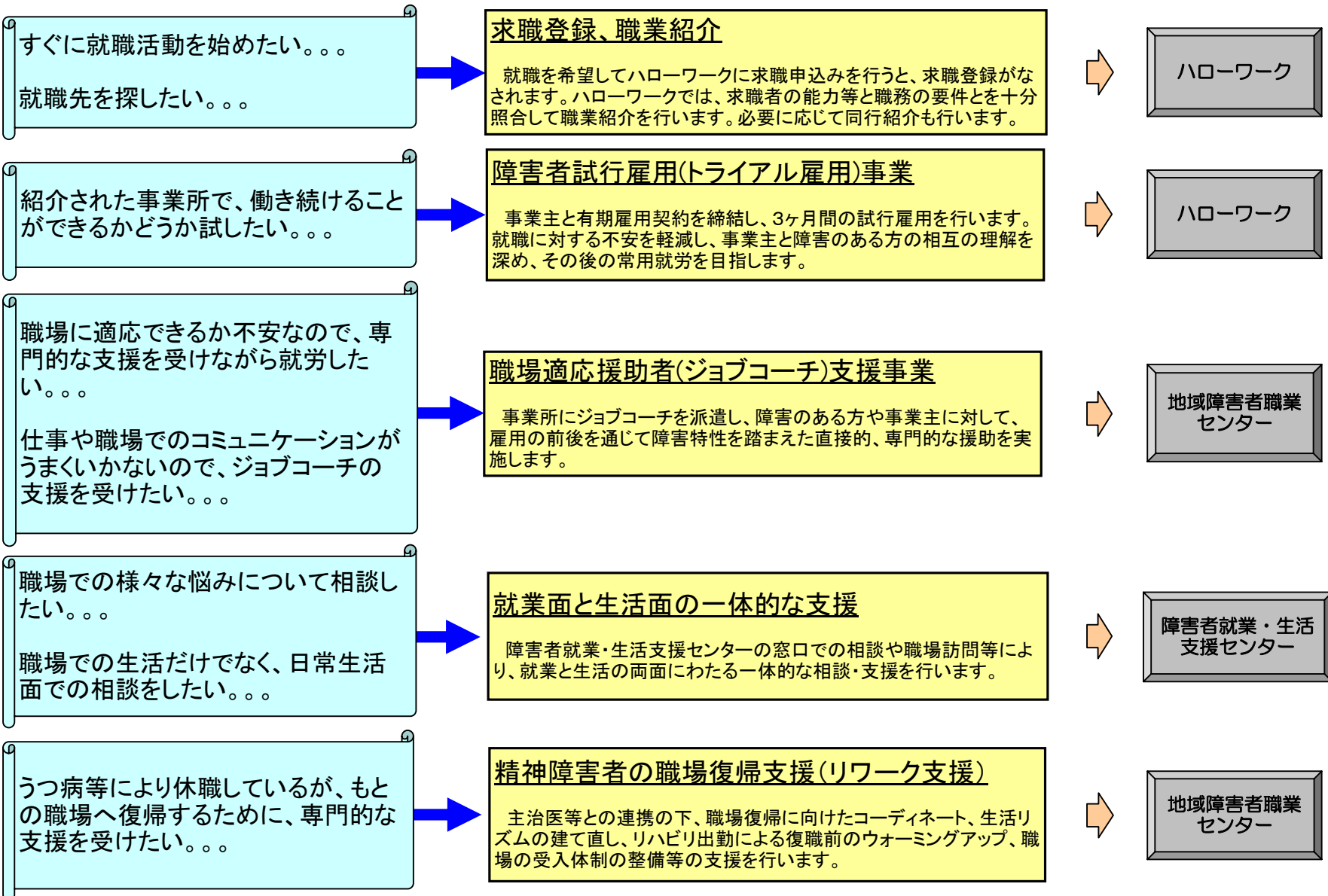
相談窓口・支援機関



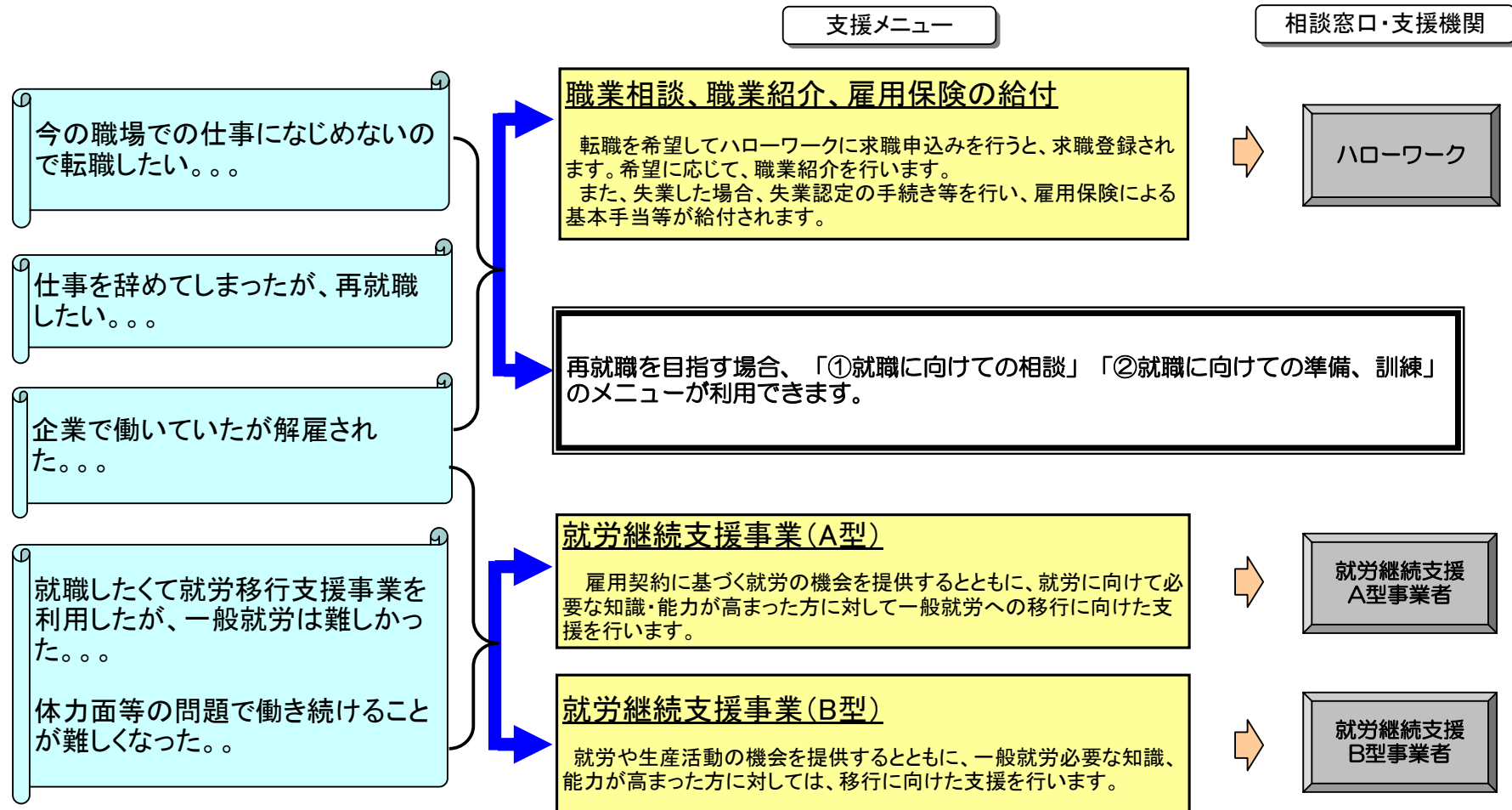
### ③就職活動、雇用前・定着支援

支援メニュー

相談窓口・支援機関



#### ④ 離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援



## ⑤ 事業者の方への支援

### 支援メニュー

### 相談窓口・支援機関

障害のある方を雇用する際に事業所が受けられる支援や事業所のメリットについて知りたい。。。

#### 求人受理、職業紹介(仕事と障害者とのマッチング)

求人の申込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障害者を紹介するように努めます。



ハローワーク

#### 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業

事業主と有期雇用契約を締結し、3ヶ月間の試行雇用を行います。雇用に対する不安を軽減し、事業主と障害のある方の相互の理解を深めます。事業主には障害のある方1人につき、1ヶ月5万円の奨励金が支給されます。



ハローワーク

#### 雇用管理等に関する専門的な相談・助言

事業主に対して、雇用管理上の課題を分析し、雇用管理に関する専門的な相談・助言を行います。



地域障害者職業センター

#### 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障害のある方を雇用する事業主に対し、支払った賃金に相当する額の一定率を一定期間援助します。



ハローワーク

#### 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

事業主が障害のある方を雇用するために職場の施設・設備の設置又は整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成します。



都道府県障害者雇用促進協会等

#### 障害者雇用に係る税制上の優遇措置

障害のある方を雇用する事業所には、様々な税制上の優遇措置があります。



税務署等